



令和8年度 使途選択募金 ながの「推し活プロジェクト」 実施要領

社会福祉法人 長野県共同募金会

1 趣旨

赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」です。

本プロジェクトは、寄付者自らが特に応援したい（推したい）活動を選んで寄付し、その寄付額が選ばれた団体への配分額に直接反映される「使途選択型」の募金です。

本プロジェクトにご参加いただく団体の皆様には、赤い羽根共同募金の趣旨をご理解いただき、ご活用いただくことで、団体の活動内容や解決したい社会課題・地域課題についての広報・啓発を行いながら応援・寄付を募るきっかけにさせていただきたいと考えています。そして、プロジェクト終了後も継続して地域全体で町を良くしていく取り組みへとつなげていくことを目的としています。

2 募金運動と活動の実施

(1) 参加団体募金運動準備期間

参加団体の決定後、12月末までを準備期間とし、インターネット上での周知・募金振込用紙付チラシの制作等の広報・啓発活動を行います。チラシの作成にあたっては、協働して制作を進める予定です。

本会は関係機関・団体及び報道機関等への周知に努めるとともに、本会ホームページ上でも周知を行い、広報の支援等を行います。

(2) 募金運動期間

令和9年(2027年)1月1日(金)から3月31日(水)までの期間で寄付を受け付け、参加団体が主体となって募金運動を実施します。

(3) 募金方法

所定の募金振込用紙による振込や街頭募金、本会ホームページのインターネット募金により本会が受け付け、本会の取引金融機関口座において管理します。

また、寄付金は日々集計し、その金額・件数は参加団体と連携し、公表します。

3 参加(配分)対象団体

次の要件を満たしている団体を対象とします。

- (1) 長野県内で活動する民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制を持ち、定款・会則等を有し、活動内容及び会計情報を公開できる団体であること。
- (3) 政治活動・宗教活動を目的とした団体、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。
- (4) 赤い羽根共同募金や当該団体の活動を周知し、課題解決の必要性について理解を促す工夫ができること。

4 配分対象とする主な活動分野

配分対象とする活動分野は、公的制度では解決できない様々な福祉課題の解決に取り組む活動とする。

(※団体の組織運営及び管理事務に係る経費は対象外)

(1) 未来をつくる若者・子どもたちのための活動

ニート・不登校・ひきこもりの人を支援する活動、児童虐待・いじめを防止するための活動、若者・子どもの居場所づくりや学習支援の活動など

(2) 地域で誰もが孤立しないでつながりが持てる地域づくりのための活動

生活課題を抱える高齢者等を支援する活動、障がい者の地域移行を支援する活動、子育てに悩む家庭を支援する活動、外国人が地域で孤立しないための活動、身寄りのない高齢者等への対応など

(3) その人の尊厳と自立を支えるための活動

自殺予防活動、生活困窮者・ホームレス等の支援活動、難病者の支援活動、犯罪被害者家族の支援活動、DV・虐待防止活動、権利擁護の活動など

(4) 日常生活に困難を抱える人を支援する活動

重症児等とその家族の支援、ヤングケアラーや児童養護施設等を退所した若者の支援活動、DV・虐待被害者へのシェルター提供、フードバンクや子ども食堂等の食支援、居住支援や居場所づくり、相談支援の活動など、日常生活に困難を抱える人の支援活動

(5) 地域活動への参加者を増やす、担い手づくりの活動

地域活動への参画を広げる活動、地域に活動の場や担い手を増やす活動など

(6) その他、福祉に係る地域課題・社会課題の解決に取り組む活動

5 配分対象となる活動の実施期間

令和9年(2027年)4月1日(木)から令和10年(2028年)3月31日(木)まで

6 参加申請方法

令和8年(2026年)10月30日(金)【消印有効】までに所定の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて電子メール又は郵送により本会に提出してください。

申請書は下記 URL 又は本会ホームページから取得できます。

【様式ダウンロード】 <https://www.akaihane-nagano.or.jp/20260910-11511>

【申請書類の提出先】 E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

郵 送 〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階



7 その他の留意事項

(1) 募金活動用チラシを作成する際の枚数は1,000枚までとします。それ以上の枚数が必要な場合は、ご相談ください。

(2) 募金の入金管理費や募金活動用チラシの作成費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきますので予めご了承ください。

(3) 配分額は募金実績額から10%を控除した額の範囲内で、本会が承認した額とします。

なお、募金実績額が募金目標額を超える場合は、事業の計画等について、本会と協議を行うこととします。

(4) 募金実績が申請事業に必要な額に達しない場合は、申請内容の見直し及び配分計画の変更となります。

(5) 配分については、評議員会等における配分の決定が必要なため、令和9年4月以降となります。

8 募金活動及び配分活動日程

2026年	10月30日	申請書の提出期限
	11月初旬	参加団体の選定及び配分計画の承認
		準備会議
	11月下旬	チラシ打合せ会議
2027年	1月1日	募金活動の開始
	2月中旬	中間情報共有会議
	3月	配分委員会、理事会及び評議員会における配分の決定
	3月31日	参加団体による募金活動の終了
	4月	第1次分決定通知の送付 ※1
		使途選択募金参加団体による事業の実施 (令和9年4月1日～令和10年3月31日)
	6月	最終決定通知の送付 ※2
		募金実績に基づく申請内容の見直し及び配分計画の変更

※1 ネット募金が本会へ送金されるまでに約2か月を要するため、最終送金を待って通知を行うと事業開始が6月頃となります。4月からの事業実施を可能にするため、4月時点の配分額に基づき「第1次決定」として通知いたします。

※2 ネット募金が全て送金され、配分額が確定しましたら、6月に最終決定通知として通知いたします。

使途選択募金 ながの「推し活プロジェクト」 配分対象例示

実施要領で示した「4 配分対象とする主な活動分野」を対象とします。

○対象経費の例示

・ スタッフ等の研修会や技術指導等に係る講師やアドバイザーの謝金、旅費(実費)等の開催経費
・ 活動(事業)に係る食材や消耗品・備品の購入経費
・ 参加した団体職員・ボランティアの交通費(実費)
・ 活動(事業)に係るボランティア行事用保険料(活動保険は対象外です。)
・ 活動(事業)に使用した会場、会議室、資機材等の賃借料
・ 活動(事業)拠点等で使用した光熱水費、通信費
・ 生活必需品の配送費(ガソリン代等)
※ガソリン代については、私的利用との判別が難しいことから、金額の妥当性が認められる根拠としてレシート(領収書等)に加えて次のどちらかを提出してください。 (1) 地図アプリ等で算出した距離×単価(30円/km)で算出したもの。 (2) 移動が多い事業については、根拠を文書により説明したもの。
・ 活動(事業)の広報周知や連絡等に使用した通信費、印刷費
・ 上記以外の助成対象活動(事業)の実施に係る経費

○対象外経費の例示

次の(1)から(4)に関する経費は、配分の対象外となります。

- (1) 団体の維持・管理のみを目的とした経費(団体職員の人件費・事務所の家賃光熱費、物品のリース代等)
- (2) 行政等の公的な補助や他の団体による助成が見込まれる経費
- (3) 全国大会や研修旅行・研修参加の経費
- (4) 介護保険事業に係る経費、福祉施設の物品購入及び施設整備のみを目的とした経費

「赤い羽根共同募金」とは

共同募金は、戦後間もない昭和22年(1947年)に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初戦後復興の一助として、戦災孤児や被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉法に基づき、現在は地域福祉の推進のために活用されています。

社会の変化の中、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の活動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組まれています。

【共同募金の重点助成分野】

- 誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
- 健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
- 生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援
- 災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援
- 生活に困難を抱える人たちの緊急支援



ありがとう。これからも一緒に。